

2022年8月30日

逗子市

**住民税非課税世帯等に対する
生活支援金(市の単独事業)を支給します。**

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食料や燃料などの価格高騰に伴う物価高騰等の影響を受けている、真に生活に困っている住民税非課税世帯等の方々へ支援金を支給することにより、家計に対する影響を緩和し生活の一助とするものです。

●支給対象世帯

支給対象は、基準日（令和4年10月1日）において、逗子市の住民基本台帳に記録されている方で、以下の①又は②のいずれかに該当する世帯です。

- ① 世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除く）
- ② ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

●支給金額

対象1世帯につき 20,000円

●申請方法

- ①の世帯のうち、逗子市で令和4年度分の住民税の課税状況が分かる世帯には、お知らせと支給要件確認書を郵送する予定です。申請には、支給要件確認書の返送が必要です。
- ①の世帯のうち、世帯の中に転入された方がいるなど、逗子市で令和4年度分の住民税の課税状況が分からない世帯については、申請が必要です。必要書類を添付し申請します。
- ②の世帯については、申請が必要です。必要書類を添付し申請します。

* 令和4年逗子市議会第3回定例会での補正予算の議決後に正式決定します。

本件に関するお問い合わせ先
福祉部社会福祉課社会福祉係 廣川・沼田
電話：046-873-1111 内線211・212